

平成30年度第1回東京都私立学校助成審議会次第

平成30年5月16日(水) 15:00～
於 第一本庁舎42階北 特別会議室A

1 開 会

2 議 事

(1) 審議事項

平成30年度私立学校経常費補助金の配分方針について

(2) 報告事項

ア 平成29年度私立学校助成予算の執行状況について

イ 平成30年度私立学校助成予算について

3 答 申

4 閉 会

(配布資料一覧)

- 諮問文(写)
- 審議事項 参考資料 学校種別配分方法
- 報告事項 資料1 平成29年度私立学校助成予算の執行状況
- 報告事項 資料2 平成30年度私立学校助成予算一覧
- 参考資料1 東京都私立学校助成審議会条例ほか関係資料
- 参考資料2 東京都私立学校助成審議会委員名簿

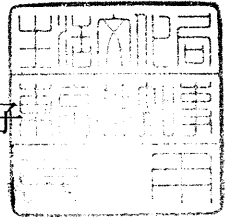
30生私振第328号

東京都私立学校助成審議会

平成30年度私立学校経常費補助金を別紙の方針により
配分することについて、東京都私立学校教育助成条例第3
条第3項の規定により、諮問する。

平成30年5月9日

東京都知事 小池 百合子



平成 3 0 年度 私立学校 経常費 補助金 の 配分 方針

1 目的

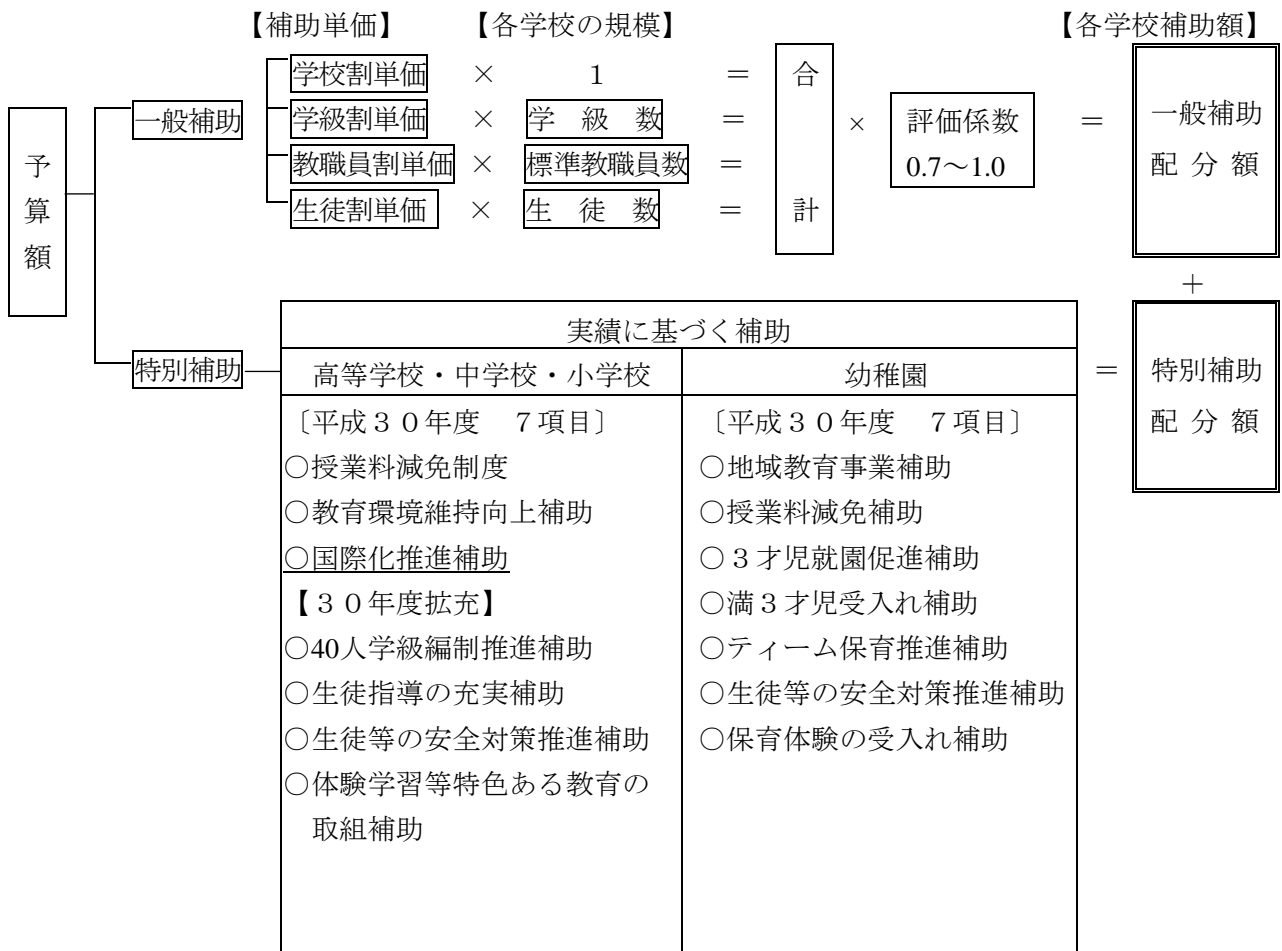
私立学校経常費補助金は、学校教育における私立学校の果たす役割に照らし、私立学校の教育条件の維持及び向上並びに私立学校に在学する児童、生徒等に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全性を高め、もって私立学校の健全な発達に資することを目的とする。

2 配分の考え方

経常費補助金の配分に当たっては、上記の目的を達成するため、配分の基準や評価の項目において、様々な要素を組み入れ、補助効果を最大にするよう努めていく。

- (1) 補助金の配分については、当年度の予算額を一般補助と特別補助に分けることとし、それぞれの額の算出に当たっては、特別補助の額を先に確定し、補助金予算総額から特別補助を減じた額を一般補助の額とする。
- (2) 一般補助については、学種ごとに、学校割、学級割、教職員割、生徒割の4つの区分の補助単価を設定した上で、学校ごとにそれぞれの区分に応じた規模を乗じて算出した額を合算し、さらに教育条件等により評価した学校ごとの評価係数を乗じて算出した額に基づき、各学校に配分する。
- (3) 特別補助については、学種ごとに必要な項目を設定し、その実績に基づいて各学校に補助する。

一般補助及び特別補助の配分方法は、具体的には次のとおりとする。



3 配分における平成30年度の変更点

	項 目	趣 旨
特別補助	1 国際化推進補助 (外国語科教員海外派遣研修制度整備促進補助)の拡充について 【高中】 【拡充】	<p>海外派遣研修制度の維持に要する事務経費の一部を支援する「外国語科教員海外派遣研修制度整備促進補助」は、各学校における外国語(英語)科教員海外派遣研修制度の創設・拡充を促進することを目的に、平成28年度から実施している。</p> <p>都は、平成30年度から、生徒と直に接する教員自身の国際感覚の醸成と、生徒に対する教科指導力向上を目的とした教員海外派遣研修を実施する私立学校を支援する「私立学校教員海外派遣研修事業費補助」について、対象教員を従来の外国語(英語)から5教科(国語・社会・数学・理科・英語)に拡充した。</p> <p>これに伴い、私立学校が海外派遣研修に取り組みやすい環境を整えるため、平成30年度から「外国語科教員海外派遣研修制度整備促進補助」の対象教員についても、外国語(英語)から5教科(国語・社会・数学・理科・英語)に拡充し、名称を「教員海外派遣研修制度整備促進補助」に改める。</p>

学校種別配分方法

1 私立高等学校経常費補助

(1) 一般補助

ア 補助単価

補助金総額から特別補助を減じた額について、学校割、学級割、教職員割及び生徒割の区分ごとに、私立学校の学校数、学級数、標準教職員数及び生徒数でそれぞれ除して算出する。

(ア) 学校割単価

中規模校を1.0として、小規模校を0.8、大規模校を1.2とする補正を行う。

学校割単価の規模については、以下のとおり（生徒数は定員内実員）

小規模校	中規模校	大規模校
300人未満	300人以上1,600人以下	1,600人超

(イ) 学級割単価及び生徒割単価

普通科等を1.0として、工業に関する学科を2.0、商業に関する学科を1.2、家庭に関する学科及び看護に関する学科並びに音楽科、美術科、デザイン科、体育科及び演劇科を1.5とする補正を行う。

(ウ) 教職員割単価

本務教職員数が標準教職員数を下回る場合の差分の人数については、教職員割単価の2分の1の額を適用する。

イ 基礎数値

各学校の規模を示す基礎数値は、平成30年5月1日現在の学級数、標準教職員数及び生徒数とし、以下により調整する。

(ア) 標準教職員数

本務教職員数が標準教職員数の80%を下回った学校については、標準教職員数を調整する。

(イ) 生徒数

生徒数は、学科別定員内実員とする。

ウ 評価係数

次の表により、教育条件や保護者負担等の状況について、各学校を評価し、評価係数（0.7を下限とする。）を設定する。

ただし、特別の事情がある場合には、評価係数の調整を行う。

評価係数 = (100 - 配点の合計) / 100

[評価内容]

評価要素	評価項目		評価方法	配点
保護者負担	各学年の授業料の合計額	当年度の額	基準より高い学校に対して配点する。	15
	各学年の学生生徒等納付金の合計額 (授業料を除く。)	当年度の額	基準より高い学校に対して配点する。	10
	各学年の学生生徒等納付金の合計額	3年度前に対する変動額	一定額以上の引き上げがあった学校に対して配点する。 ただし、上記2項目について配点の無い学校を除く。	5
教育条件	評価対象教員1人当たりの生徒数		基準より多い学校に対して配点する。	5
	学則定員に対する現員の割合		基準以上に定員を超える学校に対して配点する。	10
	1学級当たりの生徒数		基準より多い学校に対して配点する。	5
財務状況	前年度における事業活動収入に対する事業活動収入と事業活動支出の差額の割合。ただし、事業活動収入には都の経常費補助金収入を含まない。		基準より割合が大きい学校に対して配点する。	5
	前年度における学生生徒等納付金収入に対する教育研究経費支出及び設備関係支出の割合		基準より割合が小さい学校に対して配点する。	5

(2) 特別補助

特別補助は、次の項目により交付額を算定する。

ア 授業料減免制度

(ア) 授業料減免制度整備促進補助

家計状況若しくは家計状況の急変の理由により授業料の全部若しくは一部を減免又は支給する制度を有する学校に、別に定める額を算定する。

(イ) 授業料減免補助

授業料減免制度を有する学校が、家計状況若しくは家計状況の急変の理由により、授業料

及び毎年度納付させる学則上のその他の納付金の全部若しくは一部を減免又は支給した場合には、次の方法により算定する。

＜家計状況 前年度の減免額又は支給額 × 2 / 3＞

＜家計状況の急変 前年度の減免額又は支給額 × 4 / 5＞

イ 教育環境維持向上補助

私立高等学校において、広く都民の生徒を対象に、より良い教育環境の提供を奨励し、私学教育の向上を図るため、保護者が都内に在住する生徒の数に応じて、別に定める額を算定する。

ウ 国際化推進補助

私立高等学校において、国際理解教育を推進するため、外国人教職員（本務者に限る。）を採用している場合又は帰国子女等を受け入れている場合又は教員の海外派遣研修制度（原則8週間程度）を有する場合又は学校が主催する概ね3か月以上の長期留学制度を有する場合に、次の方法により算定する。

(ア) 外国人教員及び助手の採用＜補助単価 × 当年度外国人教職員数＞

(イ) 帰国子女等の受入れ ＜補助単価 × 当年度帰国子女等生徒数＞

(ウ) 教員海外派遣研修制度整備促進補助＜別に定める額＞【平成30年度から拡充】

(エ) 海外留学制度整備促進補助＜別に定める額＞

(オ) 海外留学に伴う授業料減免補助＜前年度の減免額又は支給額 × 1 / 2＞

エ 40人学級編制推進補助

私立高等学校の学級編制において、実学級における実生徒数が40人以下の場合には、40人以下の学級数に応じて、次の方法により算定する。

＜補助単価 × 40人以下の学級数＞

オ 生徒指導の充実補助

私立高等学校・中学校・小学校において、生徒指導の充実を図るための適切な人員の配置がなされている場合には、次に掲げる事項について算定する。

(ア) スクールカウンセラーの配置 ＜別に定める額＞

生徒へのカウンセリングを担当する者として児童生徒の臨床心理に関する資格や高度な専門知識・経験を有する者を配置している場合には、別に定める額を算定する。

カ 生徒等の安全対策推進補助

私立高等学校において、生徒等の安全を確保するため、次の取組を行っている場合に算定する。

(ア) 安全対応能力向上の取組

学校安全マニュアルの策定、教職員の安全対応能力向上の取組及び生徒等の安全対応能力向上の取組を実施している学校に、別に定める額を算定する。

(イ) 事故対応能力向上の取組

学校内での事故等に迅速に対応できる人材を育成するため、AED（自動体外式除細動器）等の機器を活用した心肺蘇生法実技講習会などの取組を実施している学校に、別に定める額を算定する。

キ 体験学習等特色ある教育の取組補助

様々な体験を通して、将来の職業を考えるきっかけとするとともに、生涯にわたる人格形成の基礎を培うことを目的に、体験学習等特色ある教育（ボランティア活動、職場体験、保育体験、外国人留学生との交流等）を推進している学校に、別に定める額を算定する。

(3) 補助対象経費

学校法人が当該高等学校部門の経費として支出するもののうち、次の経費とする。ただし、支

出科目については、東京都学校法人会計基準の処理標準（昭和56年11月2日付56総学二第284号東京都総務局学事部長通知）によるものとする。

ア 人件費支出

教員人件費支出及び職員人件費支出

イ 教育研究経費支出

消耗品費支出、光熱水費支出、旅費交通費支出、車両燃料費支出、福利費支出、通信運搬費支出、印刷製本費支出、出版物費支出、修繕費支出、損害保険料支出、賃借料支出（土地及び建物に対するものを除く。）、公租公課支出、諸会費支出、会議費支出、報酬・委託・手数料支出及び生徒活動補助金支出

ウ 管理経費支出

消耗品費支出、光熱水費支出、旅費交通費支出、車両燃料費支出、福利費支出、通信運搬費支出、印刷製本費支出、出版物費支出及び修繕費支出

エ 設備関係支出

教育研究用機器備品支出、管理用機器備品支出及び図書支出

(4) 使途指定

補助金交付額の15%以上を、補助対象経費の教育研究経費支出及び設備関係支出に充てるものとする。

2 私立中学校及び私立小学校経常費補助

(1) 一般補助

私立高等学校と同様とする。ただし、学校割単価の規模については以下のとおり（生徒数は定員内実員）

	小規模校	中規模校	大規模校
中学校	100人未満	100人以上900人以下	900人超
小学校	300 //	300 // 750 //	750 //

(2) 特別補助

特別補助については、授業料減免制度、国際化推進補助のうち外国人教員及び助手の採用及び帰国子女等の受入れ、教員海外派遣研修制度整備促進補助（中学校のみ）、40人学級編制推進補助、生徒指導の充実補助、生徒等の安全対策推進補助及び体験学習等特色ある教育の取組補助とする。

(3) 補助対象経費

私立高等学校と同様とする。

(4) 使途指定

私立高等学校と同様とする。

3 私立幼稚園経常費補助

(1) 一般補助

ア 補助単価

補助金総額から特別補助を減じた額について、幼稚園割、学級割、本務教職員割及び幼児割の区分ごとに、私立幼稚園の学校数、学級数、本務教職員数及び幼児数でそれぞれ除して算出する。

イ 基礎数値

平成30年5月1日現在の学級数、本務教職員数及び幼児数（定員内実員）とする。ただし、本務教職員数については、別に定める基準を上限とする。

ウ 評価係数

次の表により、教育条件や保護者負担等の状況について、各幼稚園を評価し、評価係数（0.7を下限とする。）を設定する。ただし、特別の事情がある場合には、評価係数の調整を行う。

$$\text{評価係数} = (100 - \text{配点の合計}) / 100$$

[評価内容]

評価要素	評価項目		評価方法	配点
保護者負担	各学年の保育料の合計額	当年度の額	基準より高い幼稚園に対して配点する。	15
	各学年の幼児等納付金の合計額 (保育料を除く。)	当年度の額	基準より高い幼稚園に対して配点する。	10
	各学年の幼児等納付金の合計額	3年度前に対する変動額	一定額以上の引き上げがあった幼稚園に対して配点する。 ただし、上記2項目について配点の無い幼稚園を除く。	5
教育条件	評価対象教員1人当たりの幼児数		基準より多い幼稚園に対して配点する。	5
	園則定員に対する現員の割合		基準以上に定員を超える幼稚園に対して配点する。	10
	1学級当たりの幼児数		基準より多い幼稚園に対して一律に配点する。	10
財務状況	前年度における事業活動収入に対する事業活動収入と事業活動支出の差額の割合。ただし、事業活動収入には都の経常費補助金収入を含まない。		基準より割合が大きい幼稚園に対して配点する。	5
	前年度における幼児等納付金収入に対する教育研究経費支出及び設備関係支出の割合		基準より割合が小さい幼稚園に対して配点する。	5

エ 学校法人化志向幼稚園に係る経常費補助の取扱い

学校法人立以外の幼稚園で、計画的に学校法人化に取り組む幼稚園として知事が認定した学校法人化志向幼稚園に対する補助金は、（補助単価）×（当該幼稚園の基礎数値）の合計額の7割に相当する額とする。

(2) 特別補助

特別補助は、次の項目により交付額を算定する。

ア 地域教育事業補助

幼児教育に関する知識・方法を、年間を通じ無料で地域住民のために提供している場合には、別に定める額を算定する。

イ 授業料減免制度

(ア) 授業料減免制度整備促進補助

家計状況若しくは家計状況の急変の理由により授業料の全部若しくは一部を減免又は支給する制度を有する幼稚園に、別に定める額を算定する。

(イ) 授業料減免補助

家計状況の急変の理由により、授業料及び毎年度納付させる学則上のその他の納付金の全部若しくは一部を減免又は支給した場合には、次の方法により算定する。

＜前年度の減免額又は支給額 × 4 / 5＞

ウ 3才児就園促進補助

3才児が就園している場合には、次の方法により算定する。

＜補助単価 × 交付年度の4月1日から5月1日までに満3才になる幼児及び当該年度中に満4才になる幼児の数＞

エ 満3才児受入れ補助

満3才児の募集定員を設定し、交付年度の前年度に満3才児の受入実績があった場合に別に定める額を補助する。

オ ティーム保育推進補助

私立幼稚園がティーム保育など多様な指導方法を展開して、きめ細かな学習指導の工夫改善を図るための適切な教職員の配置がなされている場合には、幼稚園の規模に応じて、別に定める額を算定する。

カ 生徒等の安全対策推進補助

私立幼稚園において、幼児の安全を確保するため、次の取組を行っている場合に算定する。

(ア) 安全対応能力向上の取組

学校安全マニュアルの策定及び教職員の安全対応能力向上の取組を実施している幼稚園に、別に定める額を算定する。

(イ) 事故対応能力向上の取組

幼稚園内での事故等に迅速に対応できる人材を育成するため、AED（自動体外式除細動器）等の機器を活用した心肺蘇生法実技講習会などの取組を実施している幼稚園に、別に定める額を算定する。

キ 保育体験の受入れ補助

高校生及び中学生の保育体験学習を積極的に受け入れている幼稚園に、別に定める額を算定する。

(3) 補助対象経費

私立高等学校と同様とする。ただし、教育研究経費支出の中に行事費支出及び研究費支出を含める。

(4) 使途指定

私立高等学校と同様とする。

平成29年度私立学校助成予算の執行状況

(平成30年4月30日現在)

事業名		議決予算額 A	使途変更額 B	予算現額 C=A+B	執行額 D	残 額 E=C-D	執行率	
							D/A	D/C
經常費補助	1 私立高等学校 經常費補助	円 65,730,788,000	円 212,083,000	円 65,942,871,000	円 65,942,870,500	円 500	% 100.3	% 100.0
	2 私立中学校 經常費補助	25,578,456,000	△ 456,766,000	25,121,690,000	25,031,513,000	90,177,000	97.9	99.6
	3 私立小学校 經常費補助	6,891,433,000	△ 434,206,000	6,457,227,000	6,457,227,000	0	93.7	100.0
	4 私立幼稚園 經常費補助	18,137,548,000	678,889,000	18,816,437,000	18,814,465,500	1,971,500	103.7	100.0
	高・中・小・幼 計	116,338,225,000	0	116,338,225,000	116,246,076,000	92,149,000	99.9	99.9
	5 私立特別支援学 校等經常費補助	1,738,224,000	0	1,738,224,000	1,643,476,000	94,748,000	94.5	94.5
	6 私立通信制高等 学校經常費補助	123,870,000	0	123,870,000	123,050,500	819,500	99.3	99.3
	小 計	118,200,319,000	0	118,200,319,000	118,012,602,500	187,716,500	99.8	99.8
事業名		議決予算額 A	使途変更額 B	予算現額 C=A+B	執行額□	残 額 E=C-D	執行率	
							D/A	D/C
保護者負担軽減	7 私立高等学校等 特別奨学金補助	円 13,786,546,000	円 0	円 13,786,546,000	円 12,488,230,535	円 1,298,315,465	% 90.6	% 90.6
	8 私立高等学校等 就学支援金	17,714,286,000	0	17,714,286,000	15,205,938,231	2,508,347,769	85.8	85.8
	9 私立高等学校等 就学支援金学校 事務費補助	304,746,000	0	304,746,000	287,393,000	17,353,000	94.3	94.3
	10 私立高等学校等 奨学給付金事業 費補助	1,164,894,000	0	1,164,894,000	1,076,457,414	88,436,586	92.4	92.4
	11 私立高等学校定 時制及び通信教 育振興奨励費補 助	1,427,000	0	1,427,000	1,368,000	59,000	95.9	95.9
	12 私立高等学校等 入学支度金貸付 利子補給	7,851,000	0	7,851,000	5,911,468	1,939,532	75.3	75.3
	13 私立幼稚園等園 児保護者負担軽 減事業費補助	5,053,585,000	0	5,053,585,000	4,344,846,550	708,738,450	86.0	86.0
	14 私立学校被災生 徒等受入支援事 業費補助	61,609,000	0	61,609,000	26,097,600	35,511,400	42.4	42.4
	15 私立高等学校海 外留学推進補助	500,000,000	0	500,000,000	422,229,270	77,770,730	84.4	84.4
	16 私立専修学校修 学支援実証研究 事業費補助	40,906,000	0	40,906,000	15,426,500	25,479,500	37.7	37.7
小 計	38,635,850,000	0	38,635,850,000	33,873,898,568	4,761,951,432	87.7	87.7	

事業名		議決予算額 A	使途変更額 B	予算現額 C=A+B	執行額 D	残 額 E=C-D	執行率	
							D/A	D/C
団 体 補 助 等	17	円 1,053,668,000	円 0	円 1,053,668,000	円 1,052,688,000	円 980,000	% 99.9	% 99.9
	18	426,496,000	0	426,496,000	405,726,000	20,770,000	95.1	95.1
	19	296,464,000	0	296,464,000	295,106,600	1,357,400	99.5	99.5
	20	117,390,000	0	117,390,000	112,875,000	4,515,000	96.2	96.2
	21	82,890,000	0	82,890,000	82,388,900	501,100	99.4	99.4
	22	39,497,000	0	39,497,000	34,130,500	5,366,500	86.4	86.4
	23	7,668,763,000	△ 684,000,000	6,984,763,000	2,466,199,755	4,518,563,245	32.2	35.3
	24	537,401,000	0	537,401,000	350,707,701	186,693,299	65.3	65.3
	25	6,553,000	0	6,553,000	6,551,721	1,279	100.0	100.0
	26	300,000,000	404,000,000	704,000,000	684,028,430	19,971,570	228.0	97.2
	27	206,799,000	0	206,799,000	136,146,000	70,653,000	65.8	65.8
	28	346,780,000	280,000,000	626,780,000	604,464,170	22,315,830	174.3	96.4
	29	745,192,000	0	745,192,000	667,627,600	77,564,400	89.6	89.6
	30	941,589,000	0	941,589,000	724,873,083	216,715,917	77.0	77.0
	31	204,000,000	0	204,000,000	13,349,029	190,650,971	6.5	6.5
32	902,166,000	181,000,000	1,083,166,000	1,082,927,000	239,000	120.0	100.0	

事業名		議決予算額 A	使途変更額 B	予算現額 C=A+B	執行額 D	残 額 E=C-D	執行率	
							D/A	D/C
		円	円	円	円	円	%	%
団 体 補 助 等	33	925,576,000	0	925,576,000	271,396,844	654,179,156	29.3	29.3
	34	3,934,391,000	0	3,934,391,000	3,574,057,620	360,333,380	90.8	90.8
	35	729,670,000	△ 181,000,000	548,670,000	476,314,000	72,356,000	65.3	86.8
	36	46,000,000	0	46,000,000	39,464,000	6,536,000	85.8	85.8
	37	352,600,000	0	352,600,000	351,167,000	1,433,000	99.6	99.6
	38	528,120,000	0	528,120,000	116,815,312	411,304,688	22.1	22.1
	39	4,066,804,000	0	4,066,804,000	3,962,381,760	104,422,240	97.4	97.4
	40	1,639,091,000	0	1,639,091,000	1,612,263,664	26,827,336	98.4	98.4
	41	72,905,000	0	72,905,000	69,708,000	3,197,000	95.6	95.6
	小 計		26,170,805,000	0	26,170,805,000	19,193,357,689	6,977,447,311	73.3
総 計		183,006,974,000	0	183,006,974,000	171,079,858,757	11,927,115,243	93.5	93.5

平成30年度私立学校助成予算一覧

報告事項 資料2

項目		30年度予算	29年度予算	増減額	増減率	概要
		千円	千円	千円	%	
経 常 費 補 助	1 私立高等学校 経常費補助	65,578,415	65,730,788	△ 152,373	△ 0.2	私立高等学校を設置する学校法人に 対し、経常費の一部を補助する。
	2 私立中学校 経常費補助	25,550,899	25,578,456	△ 27,557	△ 0.1	私立中学校を設置する学校法人に 対し、経常費の一部を補助する。
	3 私立小学校 経常費補助	6,889,498	6,891,433	△ 1,935	△ 0.0	私立小学校を設置する学校法人に 対し、経常費の一部を補助する。
	4 私立幼稚園 経常費補助	17,890,214	18,137,548	△ 247,334	△ 1.4	私立幼稚園を設置する学校法人等 に対し、経常費の一部を補助する。
	高・中・小・幼 計	115,909,026	116,338,225	△ 429,199	△ 0.4	
	5 私立特別支援学 校等経常費補助	1,915,501	1,738,224	177,277	10.2	私立特別支援学校等を設置する学校 法人に対し、経常費の一部を補助す る。 私立特別支援学校 360,449千円 障害児在園幼稚園 1,397,088千円 特別支援学級 157,964千円
6 私立通信制高等 学校経常費補助	123,051	123,870	△ 819	△ 0.7	私立通信制高等学校を設置する学校 法人に対し、経常費の一部を補助す る。	
小 計		117,947,578	118,200,319	△ 252,741	△ 0.2	

項 目		30年度予算	29年度予算	増減額	増減率	概 要
		千円	千円	千円	%	
保 護 者 負 担 軽 減	7	15,576,587	13,786,546	1,790,041	13.0	私立高等学校等への修学に係る都民の授業料負担を軽減するため、その一部を補助する。
	8	16,751,126	17,367,886	△ 616,760	△ 3.6	私立高等学校等に通う生徒の家庭の教育費負担を軽減するために行う制度で、学校設置者が代理受領する。
	9	235,135	304,746	△ 69,611	△ 22.8	就学支援金の支給に伴う私立学校の事務負担を軽減するため、その経費の一部を補助する。
	10	373,600	346,400	27,200	7.9	国が行う実証事業において、私立小中学校等に通う児童生徒の保護者に対して教育費負担を軽減するとともに、私立選択の理由や家庭の経済状況などの実態調査実施に協力する。
	11	1,324,170	1,164,894	159,276	13.7	私立高等学校等に通う生徒の家庭の授業料以外の教育費負担を軽減するため、その一部を補助する。
	12	1,077	1,427	△ 350	△ 24.5	私立高等学校定時制及び通信制の生徒の教科書及び学習書給与事業を実施する学校法人に対し、その経費の一部を補助する。
	13	7,315	7,851	△ 536	△ 6.8	都内の私立高等学校等へ入学する者の入学時の経費負担を軽減することを目的として、(公財)東京都私学財団が実施する入学支度金貸付事業の借入原資に対して、利子負担を軽減するための補助を行う。
	14	4,823,529	5,053,585	△ 230,056	△ 4.6	私立幼稚園等に通う幼児の保護者の経済的負担の軽減を図るため、区市町村が行う私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業の経費の一部を補助する。
	15	30,252	61,609	△ 31,357	△ 50.9	・私立学校被災生徒等臨時支援金(学用品などの補助) 1,498千円 ・私立学校被災生徒等授業料等減免補助 6,087千円 ・私立専修学校・各種学校被災生徒等授業料等減免補助 22,667千円
	16	508,890	500,000	8,890	1.8	私立高等学校が行う留学に参加する生徒に対し、一定の基準により参加費用の一部を補助する。
17	22,899	40,906	△ 18,007	△ 44.0	国から受託する、専門学校生に対する経済的支援策について総合的に検討するための実証研究事業。	
小 計		39,654,580	38,635,850	1,018,730	2.6	

項 目		30年度予算	29年度予算	増減額	増減率	概 要
		千円	千円	千円	%	
団 体 補 助 等	18	1,014,914	1,053,668	△ 38,754	△ 3.7	都民の幼児教育の場を確保し、私立幼稚園の教育条件の維持向上及び経営の健全化を図るため、私立幼稚園の設置者に対し、運営費の一部を補助する。
	19	458,640	426,496	32,144	7.5	障害児の就園を促進するため、障害児の在園する私立幼稚園等の設置者に対し、運営費の一部を補助する。
	20	294,901	296,464	△ 1,563	△ 0.5	私立専修学校教育の振興を図るため、高等課程の設置者に対し、運営費の一部を補助する。
	21	115,368	117,390	△ 2,022	△ 1.7	障害を持つ生徒の修学促進を図るため、当該生徒への教育を行う高等課程の設置者に対し、運営費の一部を補助する。
	22	200,000	0	200,000	皆増	職業教育の質の向上を図り、多くの専門人材を育成する教育の推進を図るため、専修学校専門課程のうち、特に職業に関連した企業等との密接な連携を通じ、より実践的な職業教育を行っている職業実践専門課程に補助を行う。
	23	90,375	82,890	7,485	9.0	外国人学校の教育条件の維持向上及び外国人学校に在学する児童生徒に係る修学上の経済的負担の軽減を図ることを目的として、運営費の一部を補助する。
	24	21,722	39,497	△ 17,775	△ 45.0	産業教育振興法及び理科教育振興法に基づく国庫補助対象の施設設備の整備に要する経費のうち、学校法人が負担する経費を軽減するため補助する。 産業教育 9,283千円 理科教育 12,439千円
	25	6,766,110	7,668,763	△ 902,653	△ 11.8	児童生徒の安全を確保するため、私立学校における耐震補強工事等に係る経費の一部を補助する。 耐震工事補助 5,326,417千円 促進啓発事業 9,675千円 アスベスト対策工事補助 50,289千円 非構造部材耐震対策工事補助 757,061千円 幼稚園耐震化促進事業 186,957千円 防災力向上事業 435,711千円
	26	447,487	537,401	△ 89,914	△ 16.7	私立学校教育の振興・発展を図ることを目的として、(公財)東京都私学財団が行う融資事業の借入原資に対して、利子負担の軽減を図るため補助を行う。
27	4,380	6,553	△ 2,173	△ 33.2	私立学校の老朽校舎の改築を促進するため、(公財)東京都私学財団が行った貸付事業(平成12年度終了)や、日本私立学校振興・共済事業団から借り入れを行った学校に対する同財団による利子補給(平成24年度終了)に対して一定の利子助成を行う。	

項目		30年度予算	29年度予算	増減額	増減率	概要
団 体 補 助 等	28	千円 305,034	千円 300,000	千円 5,034	% 1.7	東京の低CO2型社会への転換の促進に資するため、省エネ設備機器等の導入によりCO2削減に取り組む私立学校を支援する。
	29	193,732	206,799	△ 13,067	△ 6.3	幼児教育の質の向上のため、遊具等環境整備を行う私立幼稚園等に対し、経費の一部を補助する。
	30	529,563	346,780	182,783	52.7	高等学校・中学校・小学校におけるICT機器等の利用環境の整備を促進するため、その経費の一部を補助する。
	31	474,449	745,192	△ 270,743	△ 36.3	私立高校が行う都内公立中学校卒業生に係る生徒募集に要する広報費等の一部を助成し、一層の就学促進を図る。
	32	954,052	941,589	12,463	1.3	JETプログラムを活用して、外国語指導助手を雇用した学校に対し、報酬等の経費を補助する。
	33	102,590	204,000	△ 101,410	△ 49.7	5教科(国・社・数・理・英)の教員を海外研修に派遣する私立学校に対し、その経費の一部を補助する。
	34	936,428	902,166	34,262	3.8	教育課程に係る教育時間を超えて園児を預かり、保育ニーズの多様化に対応した運営を行う幼稚園等に対して、その運営費の一部を補助する。
	35	936,834	925,576	11,258	1.2	東京都における就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進を図るため、区市町村が私立の認定こども園に対して行う事業について、その経費の一部を補助する。
	36	4,145,780	3,934,391	211,389	5.4	新制度に移行した私立幼稚園等に対し、区市町村が支給する施設型給付費の一部を、都が負担する。
	37	918,423	729,670	188,753	25.9	区市町村から一時預かり事業(幼稚園型)を受託し、預かり保育を行う私立幼稚園に対して都がその経費の一部を補助する。また年間を通じて長時間の預かり保育等を行う私立幼稚園を「TOKYO子育て応援幼稚園」と位置づけ、都が上乗せ補助を行う。
	38	50,715	46,000	4,715	10.3	新制度に移行した園について、これまで都が行っていた特別補助の一部について、施設型給付費と別に補助する。
	39	20,000	0	20,000	皆増	子供の主体性や想像力、思考力など「生きる力」を育むため、自然環境を活用した幼児教育の取組を行う私立幼稚園に対し、経費の一部を補助する。
	40	357,616	352,600	5,016	1.4	専修学校の教育設備や研究図書等の整備への補助のほか、自己点検・自己評価及び第三者評価による検証事業に対する補助を行う。 教育設備、研究用図書の整備 330,016千円 評価促進 27,600千円

項 目		30年度予算	29年度予算	増減額	増減率	概 要
団 体 補 助 等	41	千円 531,107	千円 528,120	千円 2,987	% 0.6	私立高等学校が生徒の英語力の向上を目的とした外部検定試験を行う場合、当該試験に係る経費を補助する。
	42	4,072,895	4,066,804	6,091	0.1	(公財)東京都私学財団に加入している会員のうち退職資金事業に加入する会員の掛金負担額を軽減するため、掛金の一部を財団に補助する。 標準給与月額36/1000
	43	1,669,160	1,639,091	30,069	1.8	私立学校教職員及び学校法人等の掛金負担を軽減するため、日本私立学校振興・共済事業団の長期給付事業の掛金の一部を補助する。 標準給与月額8/1000
	44	72,905	72,905	0	0.0	私立学校教員の資質向上及び教育内容の充実を図るため、(公財)東京都私学財団の行う教育研究活動、研修事業に対して補助する。
小 計		25,685,180	26,170,805	△ 485,625	△ 1.9	
合 計		183,287,338	183,006,974	280,364	0.2	